

令和7年度第1回幕別町都市計画審議会議事録

1 開催日時 令和7年6月26日(木) 14時00分～15時05分

2 開催場所 幕別町役場 2-A・B会議室

3 出席者 都市計画審議会委員

土谷 博樹	(学識経験者)
笹原 早苗	()
西田 由美子	()
樋渡 大喜	()
石川 康弘	(町議会議員)
大上 真一	(公募によるもの)
岡本 貴美子	()
坂本 恵子	()

事務局

建設部長	河村 伸二
都市計画課長	松井 公博
計画係長	川本 貴士

4 議事 議案第1号 会長の選出について

議案第2号 会長職務代理者の指名について

5 説明 都市計画等について

幕別町ストック再編計画(案)について

6 議事概要 次のとおり

河村部長 本日は、お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。
都市計画審議会の開会に先立ちまして、委嘱状を交付させていただきます。本日、町長が他公務により不在のため伊藤副町長から委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。
笹原早苗さん

伊藤副町長 委嘱状、笹原早苗様、幕別町都市計画審議会委員を委嘱します。任期は令和9年5月12日までとします、幕別町長飯田晴義、宜しくお願いします。

河村部長 土谷博樹さん

伊藤副町長 委嘱状、土谷博樹様、宜しくお願いします。

河村部長 西田由美子さん

伊藤副町長 委嘱状、西田由美子様、宜しくお願いします。

河村部長 樋渡大喜さん

伊藤副町長 委嘱状、樋渡大喜様、宜しくお願いします。

河村部長 石川康弘さん

伊藤副町長 委嘱状、石川康弘様、よろしくお願いします。

河村部長 大上真一さん

伊藤副町長 委嘱状、大上真一様、よろしくお願いします。

河村部長 岡本貴美子さん

伊藤副町長 委嘱状、岡本貴美子様、よろしくお願いします。

河村部長 坂本恵子さん

伊藤副町長 委嘱状、坂本恵子様、よろしくお願いします。

河村部長 小田新紀委員・中村富士男委員につきましては、本日、都合により欠席すると
の連絡を受けておりますのでご報告いたします。
それでは、ただ今より令和7年度第1回幕別町都市計画審議会を開会いたしま
す。
開会にあたりまして、伊藤副町長からご挨拶を申し上げます。

伊藤副町長 改めまして皆さん、こんにちは。委員の皆様には公私ともに忙しい中、またこ
のような暑い中審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様
にはこの審議会の運営をはじめ日ごろから町づくりの様々な機会にご理解とご協
力をいただいておりますことをこの場をお借りして感謝とお礼を申し上げます。
本日は町長が東京に出張しておりまして不在ですので私から委嘱状を交付させて
いただきました。今年度は2年に1度の都市計画審議会委員の改選の期にあたります。
皆様には委員を快く引き受けていただきまして重ねてお礼申し上げます。
都市計画法では土地利用計画、都市施設計画、市街地開発事業に係る計画を都市
計画の3つの柱と位置付けており、この計画の元、地域の秩序ある発展を確保し
以って地域に暮らす人々が住み慣れた地域で安心安全に生活できる環境づくりを
目指していくという意味合いにおいては、都市計画もまた住民福祉の大きな一翼
を担っているものと考えております。皆様にはこれからの審議会におきまして皆
様それぞれのお立場からの忌憚のないご意見をいただければと思います。本日は
第一回目の審議会でありますのでこのあと会長の選出などを行った後に現在幕別
町の置かれている都市計画に関する情報についてお示しすることとしております。
少子高齢化の進行するなかでいかにして町の活力を維持発展させていくのかとい
うことが我々に課された大きな命題であります。委員の皆様のご協力をいただき
ながらより良い都市計画行政を進めてまいりたいと考えておりますので皆様の一
層のお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

河村部長 本日は、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、会議に参加されて
いる方々の自己紹介をお願いしたいと思います。
笹原委員から順次時計回りでお願いいたします。

笹原委員 みなさん改めましてこんにちは。錦町で建築設備工事業を営んでおります。笹
原商産の笹原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

土谷委員 札内みずほ町で造園業を営んでおります。土谷と申します。どうぞよろしくお
願いいたします。私、この中で一番長く審議会の委員をやらせてもらっていると

思います。なかなか内容が難しく、自分の知識が及ばないところまで話が進んでしまうと何を質問したらいいのかどう意見したらいいのかわからないことも多々ありまして、何とか皆さんと一緒にこの審議会をうまく進められたらなと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

西田委員 札内中央町に住んでおります西田と申します。よろしくお願いいたします。私も右ならえで本当に難しくてわからないことたくさんあります。何回ここに通っても難しいですけど勉強していきたいと思います。

樋渡委員 こんにちは。札内豊町で建設業を営んでいます。菊地建設工業の樋渡と申します。まだ若いのですが皆さまの知識だつたりを勉強させていただいて少しでも幕別町に力添えをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

石川委員 皆さんこんにちは初めまして。幕別町議会から来ました石川と申します。現在は議員のほか去年から農業に取り組んでいます。過去には設計事務所にも13年ほど居たこともありますので何か町づくりにお役に立てることがあればと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

大上委員 幕別本町で電気工事業を営んでおります、大上電気工業の大上と申します。私は2期目となりますが、1期目の時はあまり会議自体がなくてまだまだ勉強不足でありますので、家業の電気屋を生かしながら幕別町のために尽力していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

岡本委員 幕別町札内から来ました岡本貴美子と申します。何もわからない点ばかりですが何とか皆さんの話を聞きながら勉強していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

坂本委員 札内桜町の方で肉屋をやっております坂本です。よろしくお願いいたします。私もこの審議会は3期目だと思うのですが、今みずほ道からつながる橋を作っていますよね。あそこの道路が工事のため通行止めになると車の流れがガラッと変わってしまって、道路一つでこんなに車とかいろんなものが変わるのかと実感しております。他の方からは橋ができるのを楽しみにしていますと聞いておりますのでこれから町がどんなふうにならっていくのか、孫たちがどんなふうにならしていくのか楽しみにしております。よろしくお願いします。

河村部長 ありがとうございます。
続きまして、審議会の事務を担当します職員の紹介をさせていただきます。
私、建設部長の河村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

松井課長 都市計画課長の松井と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

川本係長 計画係長の川本です。よろしくお願いいたします。

河村部長 本日は、改選後初めての会議でございますので、会長が決まるまでの間、副町長が仮議長を務めさせていただきます。
副町長、よろしくお願いいたします。

伊藤副町長 さっそく議事に入りたいところではありますが、私の出番が実は議案第1号で会長が選出されたら退席をすることになっておりますので、みなさんの自己紹介を聞いていて、本当にそうだなと思いましたので一つお話をさせていただきたいと思います。都市計画については大変難しい話ですが、難しい話を説明す

る側が皆さんにきちんと説明していないからますます難しくなるかと思いますから、この後の説明で何言っているのかわからないなということがもしお有りでしたら、もう少しゆっくりと分かりやすく説明してほしいとおっしゃってくださって結構です。なんとなく今緊張した空気が流れていますのでアイスブレイクというらしいんですけどもシナリオにはありませんがお話させていただきました。

それでは議案第1号「会長の選出について」を議題といたします。事務局から説明いたします。

川本係長

議案第1号、会長の選出について説明いたします。

資料1をご覧ください。幕別町都市計画審議会条例になります。

本条例は、都市計画法の規定に基づき、幕別町都市計画審議会条例を定めており、条例第4条として、「審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の互選により定める。」と定めております。

資料2をご覧ください。審議会委員名簿になります。

条例第2条第1項第1号は「学識経験者」と定めておりますので、学識経験のある委員4名から選出することになっております。

伊藤副町長

都市計画審議会は町長の附属機関といいまして直接何かを執行するわけではなくて、町長が何かを進めようというときに意見を言っていただく機関となっております。都市計画法という法律の中で決まっております、法に基づいて幕別町都市計画審議会条例を定めております。その条例に基づきまして互選により会長を定めるわけですけども、学識経験のある者として任命された笹原委員、土谷委員、西田委員、樋渡委員の中から会長を選出することとなります。

会長の選任につきましては、特段定めがありませんのでどのような方法で選出したらよろしいか、お諮りいたします。

大上委員

はい。

伊藤副町長

はい、大上委員。

大上委員

指名推薦という形がよろしいかと思います。

伊藤副町長

大上委員から指名推薦という発言がありましたが、そのほかにご意見はありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、指名推薦により決定したいと思います。

どなたか推薦していただける方はいらっしゃいませんか。

大上委員

はい。

伊藤副町長

はい、大上委員。

大上委員

先ほど自己紹介でもありました、一番長く委員を務められ、これまで会長をされていた土谷委員がよろしいと思いますので推薦させていただきます。

伊藤副町長

ただ今、大上委員から土谷委員を推薦するという意見がありましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、会長は土谷委員に決定いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

河村部長

副町長は、予定どおりここで退席させていただきます。

土谷会長は、会長席に移動をお願いいたします。

それでは、土谷会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

土谷会長

一言ご挨拶を申し上げます。

ご推薦をいただきましたので大変大役ではあるのですが、この審議会の会長をお受けしたいと思います。

何期目なのか記憶が無いくらい長くやらせていただいております。毎回思うことですが先ほど副町長がおっしゃっていたように内容も難しく、わかったつもりでいるのですが皆さん質問もないし意見も難しく何言っているかわからないみたいな感じで進んでいく場面が多々みられることがありました。当然、普段皆さんがされているお仕事とは違う内容のことですのでわからなくて当たり前だと思います。どんどん質問意見を出していただければより良い幕別町になっていくと思いますのでこれから2年間一緒に進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

河村部長

土谷会長ありがとうございました。

この先の議長につきましては、土谷会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

土谷会長

それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。

議案第2号、会長職務代理者の指名について、事務局から説明をいたします。

川本係長

議案第2号、会長職務代理者の指名について説明いたします。

幕別町都市計画審議会条例第4条第3項におきまして「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と定めておりますので、会長から指名をお願いいたします。

土谷会長

それでは、私から指名いたします。

会長職務代理者は、笹原早苗委員を指名したいと思います。

よろしくお願いいたします。

笹原委員

よろしくお願いいたします。

土谷会長

ただ今、会長職務代理者として笹原早苗委員にご承諾いただきましたので、議案第2号については以上とさせていただきます。

続きまして、議案の5、説明 ①「都市計画等について」になります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

川本係長

都市計画課計画係長の川本です。

最初に本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

こちらの「議案」のほかに、資料1の「幕別町都市計画審議会条例」から資料9の「幕別町都市公園ストック再編計画（案）」が本日の資料となっております。

なお、この度の幕別町都市計画審議会委員の改選で、新たに審議会委員に委嘱された皆様につきましては、本日の資料のほかに、令和3年3月に策定しました「幕別町都市計画マスタープラン」「幕別町緑の基本計画」及び「幕別町都市計画図の1万分の1」と「2万5千分の1」をお配りしております。

お手元の資料で不足している物はありませんでしょうか。

それでは説明を始めさせていただきます。

今回は改選後、初めての審議会でありまして、新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますので、基本的な部分ではありますが、資料3の「都市計画審議会について」から順に説明させていただきます。

資料3の「都市計画審議会について」をご覧ください。

「1 都市計画審議会の設置」についてであります。都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するために設置された附属機関であります。

ここで言う「都市計画」とは、資料に記載はありませんが、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のことを言います。

次に、「2 都市計画審議会の権限」についてであります。都市計画審議会には、いくつかの権限がありまして、一つ目には、中段の※の2にある「都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議すること」で、市町村が決定する案件に対して調査審議していくことであります。

二つ目が※の3、「市町村長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること」、三つ目が※の4、「都市計画に関する事項について、関係行政機関へ意見を述べること」ができるということとなっております。

次に下段の枠の中ですが、都市計画法第15条では、市町村が定める都市計画について記載されております。

どのような都市計画があるかは資料5でご説明いたしますが、第19条に「市町村は、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。」とされていることから、新たな計画決定や既存計画の変更については、その都度皆様に審議していただくこととなります。

2ページをお開きください。次に、「3 都市計画審議会の組織及び運営」についてであります。都市計画審議会の組織及び運営に関しましては、政令に基づき町の条例で定めており、本審議会の組織としては、学識経験のある者が4名、町議会の議員が2名、農業委員会会長が1名、公募による者が3名の計10名で構成しております。

3ページをご覧ください。次に「4 その他」になりますが、始めに(1)の「審議の非公開」についてであります。本審議会は、基本的に通常公開で行っておりますが、議事を公開するか非公開とするかは審議会の判断に属するものであるということであり、議事録の取り扱いについても同様となります。基本的には審議及び議事録については公開しております。

(2)の「委員の代理」についてですが、代理出席は通常認められないということでもあります。

ただし、関係行政機関の職員が委員になっている場合で、充て職のような場合に関しましては、代理出席を拒否するべき理由はありませんので、代理出席が可能であると考えますが、幕別町の都市計画審議会には、関係機関の充て職委員がおりませんので、基本的に代理出席は無いものと考えております。

次に資料4の「都市計画の決定権者」をご覧ください。都市計画の決定は、北海道と市町村が決定することとなっており、下の表では都市計画の内容ごとに北海道と市町村が決定するものについて、それぞれ丸をつけて表示しております。基本的に地域を跨って決定するような広域的な観点から定めるべき都市計画については北海道が、その他のものについては市町村が決定することとなっております。本審議会で審議するものに関しましては、あくまで市町村が決定する案件についてであります。北海道が決定する案件につきましても、手続き上、幕別町から北海道に案を提出する必要がありますので、本審議会では協議し、委員の皆様から意見を聞くことで進めております。都市計画決定する案件につきましても、あくまでも市町村の案件について町長からの諮問を受けて答申していくこととなります。

次に、資料5の「都市計画について」をご覧ください。1枚めくっていただき、2ページ「1 都市計画と都市計画法」についてであります。都市計画は、まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一体的に定めるものであり、都市計画法は、市街化区域及び市街化調整区

域の区域区分の制度をはじめとした各種制度や基本的な土地利用規制について定めている法律であります。都市計画法第2条では、①で記載してあります「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すること」、②として「そのために適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ること」を基本理念としております。都市計画の概要といたしましては、2ページの中段から下に掲載のとおりとなっております。まず、都市計画を定める大きな方針となるものとして、北海道が当該都市計画区域ごとに定める「整備、開発及び保全の方針」いわゆる整開保と呼ばれるものと、市町村の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」が最上段にあります。この2つの方針に基づいて、区域区分や地域地区等の土地利用に関するものや道路や公園などの都市施設に関する計画を定めることになります。

3ページをご覧ください。次に、「2 都市計画区域」についてであります。都市計画区域とは、都市計画法の規制を受ける土地の範囲のことでありまして、国土交通大臣の同意を受けて知事が定めるものであります。平成12年の都市計画法の改正により、都市計画区域の外側におきましても、一定規模以上の開発行為については、都市計画法の規制を受けることになりましたが、基本的には区域内が適用を受けるということになります。中段に載っているのが概念図で、幕別町は左側の線引き都市になります。一番外枠に行政区域があり、その中に都市計画区域、更にその内側に市街化区域が設定されております。都市計画区域内の市街化区域以外の部分は市街化調整区域と言いまして、市街化を抑制する区域となり、建築物の建築が厳しく規制される区域となっております。

資料7-1の幕別町都市計画図をご覧ください。外側に黒い点線で表示しているものが、都市計画区域の線になります。行政区域の中で、幕別市街、札内市街とその周辺の相川、千住、明野や途別などが都市計画区域に入っております。このうち、都市計画区域の中で白い部分と色の塗られている部分がございますが、色の塗られている部分が市街化区域でありまして、白い部分が市街化調整区域となっております。なお、幕別町の場合、近隣の帯広市、音更町、芽室町の1市3町が一つの都市として「帯広圏都市計画」を定めており、各種の都市計画に関わる事項については、圏域内で調整を図りながら進めているところであります。

資料3「都市計画について」に戻っていただき、4ページをお開きください。次に、「3 市街化区域と市街化調整区域」についてであります。都市計画では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。市街化区域は、すでに市街化を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域となりまして、これに対して市街化調整区域は、市街化を抑制する区域となり、建築物の建築が厳しく規制されることとなります。市街化調整区域では、基本的には、農家の住宅や農業用倉庫等の農業用施設については建築可能ですが、ほかにはページ下半分に記載しております①の「日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理業を営む店舗、事業所等」から⑭の「開発審査会の議を経て、市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為」までの14項目のいずれかに合致するものしか建築又は用途変更することができません。幕別町につきましては、現在の都市計画区域が8,174haございまして、そのうち784ha、都市計画区域の9.6%が市街化区域となっております。また、令和2年国勢調査時の人口によりますと、行政区域内人口が25,766人となっており、都市計画区域内人口が22,843人で全体の約88.7%、市街化区域内人口が21,359人で全体の約82.9%の方々がお住まいになっている状況にあります。

5ページをご覧ください。次に、「4 都市計画マスタープラン」についてであります。都市計画マスタープランは、都道府県が定める(1)の「整備、開発及び保全の方針」と、市町村が定める(2)の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」とされるものがあります。

(1)の「整備、開発及び保全の方針」は、都市計画区域ごとに北海道が定めるもので、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の整合性及び一体性を確保するための、都市計画区域における基本的な方針として、①都市計画の目標、②市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針、③土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針などを定めることとされています。(2)の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」につきましては、市町村の建設に関する基本構想等に即して、都市計画区域をもつすべての市町村が定めるものであり、幕別町としては「幕別町都市計画マスタープラン」として定めております。市町村都市計画マスタープランは、市町村が、創意工夫のもとに、住民の意見を反映させて、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施設の計画等の根拠となるものであります。役割としましては、将来都市像の明示や都市計画の整合性、総合性の確保等があげられます。また、効果としましては、市町村独自の都市計画課題やテーマに総合的に対応ができ、身近な生活環境の整備をより一層図ることが期待できます。幕別町都市計画マスタープランは平成15年に策定し、平成24年に中間見直しを行ってまいりました。このマスタープランが令和2年度に計画年度を迎えたことから令和元年度から見直し作業を開始し、都市計画審議会の中でも数回にわたりご審議いただき、令和3年3月に諮問・答申を受けて決定されたものが最新の都市計画マスタープランとなっております。また同時期に策定された町の緑に関する計画である「幕別町緑の基本計画」につきましても、都市計画審議会の中でご審議いただき、都市計画マスタープランと同様に諮問・答申を受けて決定されております。

6ページをお開きください。次に、「5 地域地区（用途地域等）」についてありますが、土地をその利用目的によって区分し、都市の合理的な利用を誘導するものが地域地区の基本となります。具体的なものといたしまして、地域地区の一つとして用途地域というものがあり、これは建築物の用途や規模を規制するもので、地域地区の中で最も基本的なものになります。用途地域には13種類の地域があり、住居、商業、工場などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的としており、幕別町では工業専用地域及び田園居住地域を除く11種類を決定しているところであります。規制誘導としては、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを定めております。表中には上から第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域と続いておりますが、基本的に上にあるものほど建築できる用途の制限が厳しいものとなっております。

資料7-2の札幌市街地都市計画図をご覧ください。色が塗られている部分が用途地域ですが、緑色や黄色の住宅地は基本的に1種と2種の住居専用地域とし、大きなお店や事務所の建築に制限を設けて、閑静な住宅街の形成を誘導しています。一方、紫色や赤色の国道沿線等利便性の高い場所は準工業地域や近隣商業地域等、大型店舗などの立地が可能となる地域に指定し、土地利用を図ってきております。また、用途地域以外の地域地区といたしましては、特別用途地区というものがありまして、幕別町では、リバーサイド幕別工業団地等に特別用途地区を定めて、地域住民の福祉の向上のため、建築物の制限を行っております。

7ページからは都市計画で定めることができる都市施設、市街地開発事業及び地区計画等についての一般的事項について記載しておりますが、説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、資料6の幕別町都市計画データファイル2025について、ご説明させていただきます。幕別町都市計画データファイル2025は文字どおり幕別町の都市計画に密接に関わる人口推移、土地利用及び、都市施設などの数値情報を昭和45年の幕別町都市計画区域決定以来の変遷として、解り易く一覧表やグラフにまとめたものとなっております。都市計画では、これらのデータを基に様々な角度から分析、あるいは解析することにより、将来を見据えたまちづくりを計画するためのひとつのツールとして利用しています。

3ページをお開きください。ここでは、帯広圏域を構成する各都市の人口と面積を最新の国勢調査をベースにまとめています。表の右側に人口集中地区と言う項目がございます。D I D地域とも言われておりますが、これは100ヘクタールあたりの人口が4,000人以上である区域が隣接することによって、区域全体で人口5,000人以上となる区域に設定されるものです。人口密度が低密度になり過ぎると、産業の停滞によって、地域の活力低下を招き、居住者の生活を支える利便施設などのサービスの提供が困難になりかねない状況となります。地域地区などの土地利用をコントロールする上での指標のひとつとしての見方をすることができるとおもいます。

少し飛びまして、6ページ以降、これまでの宅地開発の状況を一覧にしています。この表から、これまでにどの位の住宅地が供給されているのかという情報を見ることができます。

10ページをご覧ください。3の3 開発行為等件数についてご説明いたします。都市計画法の中には開発許可制度がございます。市街化区域内であれば、1,000㎡を超える土地の、区画形質を変更し建築物を建てる場合に、予め開発許可を受ける必要があります。区画形質の変更とは、3つの場合がございまして、道路等の社会基盤を造成することによって、現在の土地の区画が変更する事。現在の土地に30cm以上の盛土や切土などの物理力を行使し形を変える事。最後に、現在畑地として使用していたものを宅地にする場合等の地目変更が発生する場合を質の変更として扱います。また、市街化調整区域内にあつては、建築物は原則建てられないものとして、建築を厳しく規制しておりますが、農業に供する施設については市街化調整区域内で建築することは、許可が不要となっており、特に規制はございません。なお、農業に供する施設以外の建築にあつては、都市計画法第34条の1号から14号の許可基準に該当するものは、これを根拠として許可することができます。

(1)29条では、都市計画法第29条の開発行為の許可申請を意味します。区画形質の変更を伴い、都市計画法第34条の1号から14号までの許可基準を根拠に許可した件数を1号から14号別にまとめています。

(2)43条では、都市計画法第29条の開発許可を受けた土地以外の土地の建築許可申請を意味します。簡単に言うと先程の29条許可申請は、区画形質の変更が伴うものであるのに対して、43条では区画形質の変更はないが、市街化調整区域に建築物を立地する場合のものであります。これも29条と同様に、都市計画法34条の1号から14号までの許可基準を根拠に許可した件数をまとめています。

(3)60条では、都市計画法施行規則第60条の開発行為又は、建築に関する証明書の交付を意味します。

これは、許可が不要となる建築物、たとえば市街化調整区域内であつて農業に供する施設を建築するような場合に、建築物の確認申請をする者が、確認を行う建築主事の求めによる事実に基づき証明書の請求をすることができます。これを受けて、開発許可が不要である旨の証明書を発行した件数をまとめています。

12ページ以降、幕別町の現在都市計画決定している都市計画道路などを一覧にしております。19ページ以降では都市計画公園・緑地を一覧にしております。

37ページをお開きください。これまでの区画整理事業をまとめています。先程、6ページでこれまでの宅地開発についてご説明しましたが、宅地開発は、民間の事業者が宅地開発を行ったものでございまして、区画整理事業の事業主体は記載のとおり町となり、区画整理事業組合といった所が主体となっていることから、分けて記載させていただいております。以上データファイル2025について、説明をさせていただきました。委員の皆様には、ご審議の参考資料として活用していただければと思います。

次に道道幕別帯広芽室線についてご説明させていただきます。お配りしております、資料8の「主要道道 幕別帯広芽室線（圏域環状）事業計画」をご覧ください。こちらは構想から44年がたちますが、今年度完了を予定している圏域環状

線事業となります。左上の図の緑色の線が道道幕別帯広芽室線になり、この道道の一部を含む赤色の線が1市3町で構成する帯広圏の圏域環状線となります。帯広圏都市計画における道路網の骨格となる、主要幹線道路の4放射1環状ですが、よつ葉アリーナ前の交差点を中心とした青色の線で東西に伸びる国道38号と、南北に繋がる国道241号及び国道236号が4放射となり、そこを中心とした赤色の線が1環状の圏域環状線となります。この環状線については過去の審議会で何度かご説明させていただいたところではありますが、赤い丸で囲った点線の区間が現道のない唯一の未整備区間となっており、現在整備をしている区間になります。圏域環状線のこれまでの経過といたしましては、昭和56年当時に「帯広圏域道路網計画専門部会」において、圏域環状線構想が示されたのが始まりとなり、市街地整備基本計画や、交通体系調査報告において、圏域中心部や、圏域内の生活、産業、観光の各拠点を有機的に連携することを目的とするとされておりました。これまでの圏域環状線の整備は、道道としての整備を主体に進められてきており、幕別町内につきましては、札内清柳大橋からみずほ町の工業団地までの区間を、平成5年から平成14年にかけて整備されております。今回の平成27年から令和7年を事業期間とする圏域環状線の一部であります道道幕別帯広芽室線の整備につきましては、左上の図の下にあるオレンジ色の枠内「事業の目的」にありますとおり、「幕別帯広芽室線は、帯広圏の中核機能を有する都心と周辺3町とを連絡し、より円滑な都市活動を支える骨格幹線道路網・4放射1環状の「環状」機能を担う位置にあるため、当該事業の実施により、帯広圏における物流の効率化を図るとともに並行する国道38号などの慢性的な交通混雑緩和を図る」ことを目的としております。資料の真ん中左上「計画の概要」に記載のとおり、計画延長は2.7キロメートル、幅員は片側歩道の11.5メートル、計画交通量は令和12年で日5,400台となっており、事業期間につきましては、当初平成34年、令和4年で完了する予定でしたが、保安林の解除に想定以上の時間を要したことなどにより、令和2年度に北海道政策評価条例に基づき、事業の再評価を受けて、事業期間が令和7年完了に変更されました。横に細長い黒い線の図が道路の図面になりますがこの図面につきましては、上が方角でいう南、下が北になりますことから、右側が札内みずほ町のリバーサイド幕別工業団地に繋がる部分、左側が千住の札内東工業団地に繋がる図面となっております。この図面では場所が分かりづらいと思いますので、ルートについて簡単にですが説明させていただきます。札内みずほ町のリバーサイド幕別工業団地内にありますスーパーマーケット、トライアルの南にある片側2車線の道路を西から東へ向かって行き、信号機のある交差点を直進し1車線へ車線が減少した先の、T字路の交差点を途別川へ向かって直進いたします。こちらの交差点は5月末から通行止めとなっており工事を進めているところです。今申し上げているのはこの図面の右端のR7年度道路改良200mと記載のある部分になります。そこに新たにかける橋梁を渡り、途別川を左にして川沿いに新たに道路を整備してグランヴィリオホテルへ登っていく町道日新線と、幕別清陵高校へ登っていく町道札内高台線と交差し、千住にある札内東工業団地のところで町道幕別札内線と合流します。この3つの町道との接道部については、新たに整備される新道が優先道路となるため、町道側が一時停止をして合流するというような形になる予定です。今年度の施行予定につきましては、右側に赤い文字で「R4年度から橋梁工」と記載されている範囲以外のすべての区域になります。黒字で記載があるのはこれまで道路改良等が済んでいる部分になりまして、赤字で令和7年度舗装工と記載されている各区間の合計2,195mを今年度中に整備する計画となっております。予定では今年度末をもって完了し令和8年3月末から供用開始となる見込みでございますが、引き続き進捗について情報収集していきます。都市計画等についての説明は以上となります。

土谷会長

ただ今、事務局から説明がありました、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

意見等はないようですので、議案の5、①都市計画等についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、説明の②「幕別町都市公園ストック再編計画について」になります。それでは事務局から説明をお願いいたします。

川本係長

説明の2 幕別町都市公園ストック再編計画についてご説明させていただきます。お配りしております、資料9の「幕別町都市公園ストック再編計画（案）」をご覧ください。

この計画は町内にある92か所の都市公園の配置整理や機能集約等の再編整備のため、町が新たに策定する計画となります。今年度から町内会に丁寧の説明し来年度以降交付金を活用しながら、計画の策定・整備事業を予定しておりますので、簡単にですがご紹介させていただきます。

1枚めくっていただき、ストック再編計画の背景からご説明いたします。現在、幕別町の都市計画区域内には92か所の公園があり、その約半数が設置から35年以上、遊具等についても約30%が設置から25年以上経過しているなどの老朽化に加え人口減少等の時代やニーズの変化に伴い、整備当初に想定していた公園施設の機能が十分に発揮されていない状況にあり、多くの公園施設の更新が必要な時期を迎えております。現在管理している数多くの公園は、維持管理の圧縮に向けた維持管理形態の見直しを進め、将来予測に基づく配置の整理や機能の集約化等の再編整備が必要であります。令和3年3月に策定した「幕別町都市計画マスタープラン」における方針において、公園は安全で安心できる利用環境を維持しながら、管理経費の低減に努めるとともに、町民のニーズに応え質的向上を図るために施設の計画的な改修や適切な維持管理に努めることとしており、これらを達成するために公園機能の再編を含めた再整備について計画するものです。

2ページ目をご確認ください。公園の分類についてです。一般に公園と呼ばれるものは「営造物公園」と「地域制公園」に大別されます。営造物公園は都市公園法に基づく都市公園に代表され、本計画では都市公園のすべてを再編の対象といたします。

3ページには都市計画区域内にある92か所の公園を一覧にしております。めくっていただきまして4ページでは人口と公園の推移を記載しております。5ページ以降には町内会への聞き取りやアンケート調査、パブリックコメントを実施して寄せられた意見等を掲載予定です。

7ページになります。ストック再編の基本的考え方です。計画の位置づけといたしましては、本計画は公園についての計画であることから、幕別町緑の基本計画を上位計画として、緑の基本計画に定められた公園の整備・方針に従って作成することとします。そのため、必要に応じて緑の基本計画についても見直しをする予定であります。

8ページから11ページにかけては各関連計画での位置づけについて記載しております。

12ページをご覧ください。ストック再編に向けた基本的な考え方についてです。これも構想段階ではありますが、こちらに記載の6つの項目について検討し再編を行う予定です。1つめが「町内会を対象に実施した地域説明会での利用実態の聞き取り」2つめが「子育て世代・町内会の公園利用状況のアンケート調査」3つめが「パブリックコメント」4つめが「各公園が持つ誘致距離の重複の有無」5つめが「敷地の大きな公園を地域の拠点と位置づけし、近隣公園施設の機能集約化の検討」最後に「将来予測される子育て世帯の人口推移」といたしまして、これらを勘案して検討していきます。

13ページからは再編の計画を記載しております。まだアンケート等を実施しておりませんので数の記載はありませんが、遊戯施設を整備する公園、整備しない公園、また、場合によっては廃止する公園を計画したいと考えてございます。遊

戯施設を整備しない公園、廃止する公園の設定にあたっては周辺住民や町内会、子供たち、それから保護者など地域との合意形成が充分に図られるよう進めていきたいと考えております。

14ページ15ページでは例えば総合拠点型、子育て支援型、多世代交流型のようにコンセプトごとに公園をわけて記載することを考えております。16ページ以降に15ページで記載した地区ごとの再編案を地図に落としこんで記載する予定です。

以上、町内に数多くある公園の再編について、来年度以降、交付金を活用しながら進めていきたいと考えておりますのでご紹介でございました。説明は以上であります。

土谷会長 ただ今、事務局から説明がありました、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

笹原委員 18ページに記載されております整備スケジュールについて、現在は記載がありませんが、何年間の予定となるのでしょうか。

松井課長 先ほどの説明でも触れましたが国の交付金を活用して行いたいと思っておりますので、交付金の要望にあたって作成する計画が5年となりますのでストック再編計画も5年の整備期間となるかと思えます。

笹原委員 国から交付金が出るので計画を策定して整備を進めていくということによろしいでしょうか。

松井課長 そのとおりです。

大上委員 廃止された公園はその後どのようなことになるのかというのもこの審議会で話すのでしょうか。

松井課長 仮に廃止する公園が出てきた場合には、その公園をどういう用途にするのかについても含めてお話をさせていただくことになるかと思えます。例えば、公園としては廃止するが緑地として残すだとか、あるいは考えづらいますが宅地とするだとか、公共施設を建てるだとか、計画を進める中で本当に必要なものを町内会や近隣の方々にお話ししながら検討していきたいと思っております。

土谷会長 計画では5年の期間というお話ですので、皆さんあと3期くらいはご協力をお願いします。

土谷会長 他にご意見、ご質問はございませんか。他に意見等はないようですので、議案の6、その他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。
何もないようですので、それでは事務局から何かありますでしょうか。

川本係長 今年度の審議会につきましては、想定される案件が今のところないことから、本日のみの開催を予定しております。しかしながら、今後審議会を開催するような案件が出てきた際は、改めて審議会開催の日程調整をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。以上です。

土谷会長 今年度予定している審議会は本日のみのようですが、開催する案件があった際は、忙しいところご足労をおかけしますけども出席いただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

河村部長

これを持ちまして、令和7年度第1回幕別町都市計画審議会を閉会いたします。
お疲れさまでした。